

交渉(全労働京都支部)議事概要(令和3年3月10日)

京都労働局長(当局)は、令和3年3月10日(水)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

職場における新型コロナウイルス感染防止措置を速やかに講じること、また、十分な備品の確保を行うこと。

【当局】

新型コロナウイルスの感染防止策として、必要な物品の設置並びに備蓄を行っているところ。引き続き職場における感染防止に努めてまいりたい。

2 【全労働京都支部】

公務員賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善し、十分な賃上げを行うとともに、新型コロナウイルス感染リスクの高い窓口等で業務に従事する職員・非常勤職員に対する処遇の改善を図ること。

【当局】

厳しい定員事情の中で、若年層を含め一人一人が最大限のパフォーマンスを発揮し、業務に当たっていただいている中においては、士気が低下しないよう、労働条件の改善に取り組む必要があると考えている。

職場の実情等を踏まえた適切な措置が講じられるよう関係機関に要望を伝えたい。

3 【全労働京都支部】

再任用制度について、本人の希望に沿った多様な働き方を確保するとともに、年金支給開始年齢までの生活維持にふさわしい水準を確保すること。

【当局】

再任用職員が意欲をもって、最大限のパフォーマンスを発揮していただくためには、その労働条件の向上が必要であると認識している。

本人のニーズをしっかりと把握し、それに合った形で能力が発揮できるよう環境整備に努めてまいりたい。